



15 江保地第 1112 号

平成 16 年 2 月 25 日

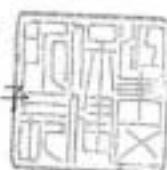
特定非営利活動法人

化学物質過敏症支援センター

理事長 横田 克己 様

江東区保健所長

中西 好子



### 化学物質過敏症等についての取り組みについて

「伝統と未来が息づく水彩都市・江東」を将来像と定める江東区において、安全で快適な生活環境づくりは重要な施策のひとつです。近年、問題視されている化学物質過敏症やシックハウス症候群をはじめとする化学物質による健康影響等への取り組みは、欠かせないものと考えています。

本区では、「江東区シックハウス対策検討会」を設置し、建築材料中に含まれてはならない指定物質や室内環境基準、工事前及び完成後の測定等を定めた「江東区公共施設の建築等に係る室内環境に関する方針」を策定して全庁的な対応を図っているところです。

保健所におきましても、ホームページ等を活用してシックハウス等について、区民への情報提供に努めるとともに、相談窓口を明示し、換気等のアドバイスや必要に応じて簡易測定を実施しています。また、医師・保健師による適切なアドバイスや専門医療機関の紹介をしてい

ます。

教育委員会においては、すべての学校について「学校環境衛生の基準」の遵守に努めるとともに、発症した児童の希望があれば、転校を認めています。

禁煙・完全分煙に関しては、区立小・中学校、幼稚園、保育園、保健所、文化センター、スポーツセンターなどにおいて施設内禁煙、本庁舎等一部施設においては完全分煙を既の実施しております。また、各公共施設管理者を対象とした「受動喫煙防止講習会」を開催して職員に対する啓発にも努めています。

また、街中における害虫駆除について、本区では平成12年度から環境に配慮した、殺虫剤散布に頼らないハエ・蚊等の防除の普及啓発、あるいは必要最小限の散布量にとどめる等の啓発に努めています。

以上、本区の取り組みについて、その概略を述べさせていただきました。今後とも、化学物質過敏症、シックハウス症候群、化学物質による健康影響等について、日頃からの情報収集を通じた職員間の情報の共有化を図り、職員の知識・理解の向上に努めるとともに、関係機関との連携を密にして取り組んでいきます。

(連絡先)

江東区保健所生活衛生課

環境衛生担当

電話 (3647) 5862